

**8月1日から**

## 乳幼児医療費制度改正

- ▲申請手続方法▼
- 次の書類等を揃えて、福祉課窓口で申請してください。
- ①健康保険証
  - ②印鑑（はん）
  - ③所得証明書（表1を参照して下さい）

対象年齢	改正前	改正後
0歳児 1歳児 2歳児	入院・通院所得制限なし	入院・通院所得制限なし
3歳児	入院のみ所得制限あり	入院・通院所得制限あり
4歳児	—	入院・通院所得制限あり
5歳児	—	入院・通院所得制限あり
6歳児 ※6歳到達後最初の3月31日まで	—	入院・通院所得制限あり

問合せ先

福祉課  
TEL  
820-5605

★3歳児からは所得制限がありますので、前年度または前々年度の所得が限度額を超える場合は、乳幼児医療費の助成は受けられません。

〈表1〉

対象乳幼児の誕生日	1月～5月	6月～12月
平成13年1月1日以前から熊野町の住民であった人	不要	不要
平成13年1月2日～平成14年1月1日までに転入した人	平成13年度(12年中)所得証明書	不要
平成14年1月2日以後に転入した人	平成13年度(12年中)所得証明書	平成14年度(13年中)所得証明書

8月1日から対象年齢が拡大し、小学校就学前（6歳）に達する日以降最初の3月31日）までの児童の医療費を助成します。

障害を有する児童や、父親がいない児童などの生活向上と福祉の増進を目的として、その児童を養育している人に次の手当が支給されます。

### ●特別児童扶養手当

対象 身体、知的または精神に中度・重度の障害を有する20歳未満の児童（施設入所児は除く）を養育している、父母などの養育者

### ●児童扶養手当

対象 父親がいないか、または父親が重度の障害の状態にある家庭で、18歳未満の児童、または20歳未満で中度・重度の障害の状態にある児童（施設入所児は除く）を養育している人

◆請求手続きは要件によって異なります。

※公的年金の受給者、手当の支給要件に該当するに至った日から5年を経過している人には支給されません。

### 福祉制度のご案内

から有効)に交換するための手続きを次のとおり行なってください。

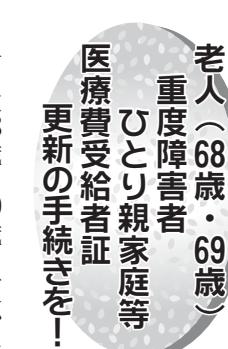
- 〈手続きに必要なもの〉
- ①現在使っている受給者証
  - ②印鑑（はん）
  - ③健康保険証（国民健康保険及び社会保険等）

ひとり親—オレンジ色  
重度—黄緑色

※なお、表の日程で都合の悪い人は、8月2日以降に役場福祉課で手続きをしてください。

手当名	手当の月額 (※いずれも申請日の翌月から)
特別児童扶養手当	1級（重度）51,550円 2級（中度）34,330円 ※所得によって支給されない場合があります。
児童扶養手	児童1人 42,370円 児童2人 47,370円 児童3人目以降 1人につき3,000円加算 ※所得によって支給制限があります。

老人（68歳・69歳）  
重度障害者  
ひとり親家庭等  
医療費受給者証  
更新の手続きを！



### 更新手続きの受付日と会場

とき	ところ
7月31日（水）	10：00～11：30 東公民館
	13：30～16：00 西公民館
8月1日（木）	9：30～11：30 町民会館

※都合のよい会場へお越しください。

（福祉課  
TEL  
820-5605）

新しい受給者証（8月1日  
日までとなっています。